

令和5年度

地域密着型サービス事業者募集要領



本庄市マスコット

はにぼん

令和5年8月

本庄市

1 公募の趣旨

本庄市では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「本庄市第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービス事業所の基盤整備を進めています。

本公募は、質の高いサービス提供体制の確立を目指し、より良い地域密着型サービスを提供できる事業者を適正かつ公平に選定するため、期間を設け事業者を募集するものです。

2 公募の内容

公募するサービスの種類、整備数及び定員数は下表のとおりです。

サービスの種類	整備地域	整備数	定員	整備時期
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	児玉地域	1か所	—	令和6年度
小規模多機能型居宅介護	本庄東地域	1か所	29名	

3 応募の要件

- (1) 令和5年4月1日現在、運営実績が1年以上ある法人であること。
- (2) 介護予防があるサービス事業は、介護予防の指定も併せて受けること。
- (3) 国税（申告所得税又は法人税及び消費税）・市町村税（軽自動車税、事業所税、法人住民税等）を滞納していないこと。
- (4) 土地・建物については、事業者の所有であることが望ましいが、取得等が見込まれる場合も可とする。借地借家の場合は、事業の存続に必要な期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表1で定める構造又は用途別の住宅用の耐用年数）の賃貸借契約が締結されている、または締結される見込みである場合に可とする。
- (5) 事業予定地は、開発行為等の許認可が確実に得られること（事業予定地での開発が可能か、必ず関係機関等にご確認ください）。
- (6) 法人及び代表者、役員（就任予定者含む）が、介護保険法第78条の2第4項各号及び同法第115条の1第2項各号の規定に該当しないこと。
- (7) 事業計画は、関係法令等（別紙1）を遵守することとし、関係機関と十分な協議を行った上で策定されているものであること。
- (8) 本庄市暴力団排除条例（平成24年本庄市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと。また、暴力団の利益となるような行為を行わないこと。
- (9) 代表者及び役員等が本庄市暴力団排除条例（平成24年本庄市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと。また、暴力団員を雇用しないこと。
- (10) 事業予定地の地域住民及び隣接地権者への説明会を開き、開設を認める旨の合意を得ていること。説明にあたっては、「今回の説明は、本庄市の地域密着型サービス事業所の公募に応募するための事前説明であり、現時点では施設整備が確定したものではない。」という前提をよく説明すること。
- (11) 令和7年3月末までに整備を完了させること。
- (12) 応募事業者（運営法人）自らが開設し、指定を受けるものであること。

4 スケジュール (予定)

募集及び選定のスケジュール (予定) は、次のとおりです。

令和5年8月1日	募集要領ホームページ掲載
令和5年8月14日～令和5年9月1日	質問票の受付
令和5年8月21日～令和5年12月1日	質問に対する回答の公表
令和5年9月4日～令和5年12月1日	応募書類の受付 (土・日・祝日を除く)
令和6年1月上旬	プレゼンテーション
令和6年1月下旬～2月上旬	介護保険運営協議会への諮問 事業者の選定・通知・公表

5 本公募に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和5年8月14日 (月) ～令和5年9月1日 (金) 午後5時まで

(2) 質問提出方法

質問票 (別紙2) に必要事項を記載し、次のアドレス宛に電子メールにより提出してください。電話、来訪等による質問には応じません。

E-mail : kaigo@city.honjo.lg.jp

※件名は、「地域密着型サービス事業者公募に関する質問」としてください。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、「4 スケジュール (予定)」に示す期間中において、市ホームページに掲載しますので、閲覧してください。なお、個別に回答内容の送付は行いません。

6 応募の手続き

(1) 受付期間

令和5年9月4日 (月) ～令和5年12月1日 (金) まで

(土・日・祝日を除く)

午前8時30分から午後5時まで

* 事前に電話連絡し、内容の分かる方が直接持参のこと

(2) 提出先

本庄市福祉部介護保険課介護業務係

(本庄市本庄3丁目5番3号 市役所1階)

7 提出書類

(1) 提出書類

種別	番号	提出書類	備考
計画書等	①	本庄市地域密着型サービス事業者応募申請書	様式1
	②	事業計画書	様式2
	③	実施予定事業の事業所体制等	様式3
	④	事業計画提案書	様式4
法人概要	⑤	法人の沿革	様式5
	⑥	誓約書及び役員名簿	様式6
	⑦	決算書（最新年度を含む過去3年分）	
	⑧	管理者経歴書	様式7
	⑨	法人の登記事項証明書又は法人登記簿謄本	原本
	⑩	定款（事業目的に実施する事業の記載があること。または、記載する予定である場合は、その手続状況等がわかる書類を添付すること。）	原本証明
	⑪	現在運営している介護保険事業所及び関連事業所等に関する資料（パンフレット等）	
計画図等	⑫	法人及び代表者の納税証明書 国税：税務署様式「その3の2」及び「その3の3」 市町村税：滞納がない旨の証明書	原本
	⑬	工程表 （開発許可、建設工事、補助金申請等の日程を記入）	
	⑭	建物計画図（位置図、平面図、立面図等） ※平面図は、各部屋の用途及び面積を記入したもの	
	⑮	事業予定地の全部事項証明書又は登記簿謄本（既存建物を改修する場合は、建物の全部事項証明書又は登記簿謄本）	原本
	⑯	土地売買又は賃貸借の確約書あるいは覚書等の写し	原本証明
その他	⑰	案内図・現況の写真（土地全体がわかるもの）	
	⑱	近隣への説明資料及び説明記録	

(2) 提出部数 正本1部、副本1部を提出する。(副本は正本をコピーしたものでも可)

(3) 体裁

- ① 各書類は、証明書類など既定のものを除き、原則A4サイズ（A3横）に統一すること
- ② 全体の目次を付けること
- ③ 項目ごとに文字表記のインデックスを付けること
- ④ 提出書類は左側に穴をあけ、フラットファイルに綴じること
- ⑤ 定款等の写しについては、原本証明をすること

8 事業予定者の選定方法

(1) 審査方法

- ① 本庄市地域密着型サービス事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）で審査選考をします。
- ② 書類審査及び提案書のプレゼンテーションを実施し、計画の内容、考え方、事業者の実績等を総合的に審査します。審査は、評価基準による点数制を採用し、評価合計点が最も高い者を候補者として選定します。
- ③ 最高点獲得者が複数いた場合は、選定委員会で協議し、選定委員会委員長が選定を行うものとします。
- ④ 最高点獲得者でも、評価が基準点に達しない場合は、候補者として選定しません。
- ⑤ 最高点獲得者が辞退または事前協議の中で不適格と市が判断した場合は、基準点を上回っている次点であった者と協議を行います。
- ⑥ 応募者多数の場合は、提出書類による一次審査を行い、プレゼンテーション対象者を選定する場合があります。

(2) プレゼンテーション

- ① 日時等詳細については、別途応募者に通知します。
- ② 出席者は3名までとし、法人代表者及び管理者予定者の出席をお願いします。
- ③ 応募者が1事業者のみの場合でも、プレゼンテーションを実施します。

(3) 選定方法

- ① 選定委員会での資料をもとに、本庄市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）の意見を聴取します。
- ② 選定委員会の報告及び運営協議会の意見を参考とし、本庄市長が事業予定者として最終選定します。

(4) 選定に当たっての評価項目

審査項目	内容
法人運営の健全性	・法人の運営理念及び基本方針 ・利用者への対応 ・職員体制及び職員の質の向上 ・法人の運営状況
施設整備計画の適格性	・施設の立地状況等 ・事業運営
地域への貢献	・地域との連携や支援
その他	・その他

9 選定結果の通知及び公表

- (1) 応募書類を受理した全ての者に対し、選定の結果を文書で通知します。
- (2) 選定結果及び事業予定者の名称をホームページで公表します。

1 0 選定された事業予定者の遵守事項

- (1) 事前協議書を作成・提出し、本庄市と協議（事前協議）すること。
- (2) 地域住民への説明会を開き、その意見を計画に盛り込むように努めること。
- (3) 開発許可等の申請は、事前協議及び説明会終了後にすること。
- (4) 事業の実施にあたり、応募した内容から変更がある場合には、市の承認を得ること。
- (5) 事業予定者として選定されたことにより事業が開始できることを確定するものではありません。土地・建物の売買契約や賃貸借契約等の締結又は同意書等の取得の際には、利害関係人にその旨を十分に説明し、誤解を与えることのないよう注意してください。

1 1 施設等整備の補助金について

本公募により事業予定者に決定した場合、施設整備に際して補助金を交付する制度があります。この補助金は、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を活用して交付するものです。県の予算の範囲内で採択されるため、補助金の交付と金額は確定していませんので、資金計画等の策定にあたっては、補助金が不交付になった場合も想定して、十分に対応できる場合に限り応募してください。

また、令和7年3月末までに施設整備が完了しない場合、補助金を交付することができなくなりますので、綿密に施設整備の工程を確認のうえ、補助金交付の有無を踏まえて書類を作成してください。

なお、補助金の交付を受けて整備を行う場合、対象事業を行うために締結する契約は、原則一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続きの取り扱いに準拠することとなります。

1 2 その他

- (1) 応募にかかる資料作成等の費用は応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 選定後の権利譲渡は認めません。
- (4) 提出された書類等に虚偽の記載があることが判明した場合、その他違反や不正な行為があった場合は、事業予定者としての選定を取り消すことがあります。
- (5) 応募後に建設場所や事業計画を変更することは認めません。
- (6) 応募者は、本件申請についての運営協議会の委員等への接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。また、選定の働きかけを行うなどの目的のために、応募者又はその関係者が直接又は間接的に市職員に接触を図った場合においても同様とします。
- (7) 事業計画の中止や事業予定者として決定されなかったことによる一切の損害等について、市は責任を負いません。

<問い合わせ先>

本庄市 福祉部 介護保険課 介護業務係

〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

【電話】0495-25-1719 【FAX】0495-23-1963

【E-mail】kaigo@city.honjo.lg.jp

別紙 1

- ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）
- エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- オ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- カ 消防法（昭和23年法律第186号）
- キ 本庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月29日本庄市条例第3号）
- ク 本庄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年3月29日本庄市条例第4号）
- ケ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第126号）
- コ 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第128号）
- サ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）
- シ その他関係法令等

本庄市地域密着型サービス事業者の公募に関する質問票

サービス名				
法人名				
質問者所属・氏名				
連絡先	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			

質問内容	
------	--

※質問最終受付 令和5年9月1日（金）午後5時まで